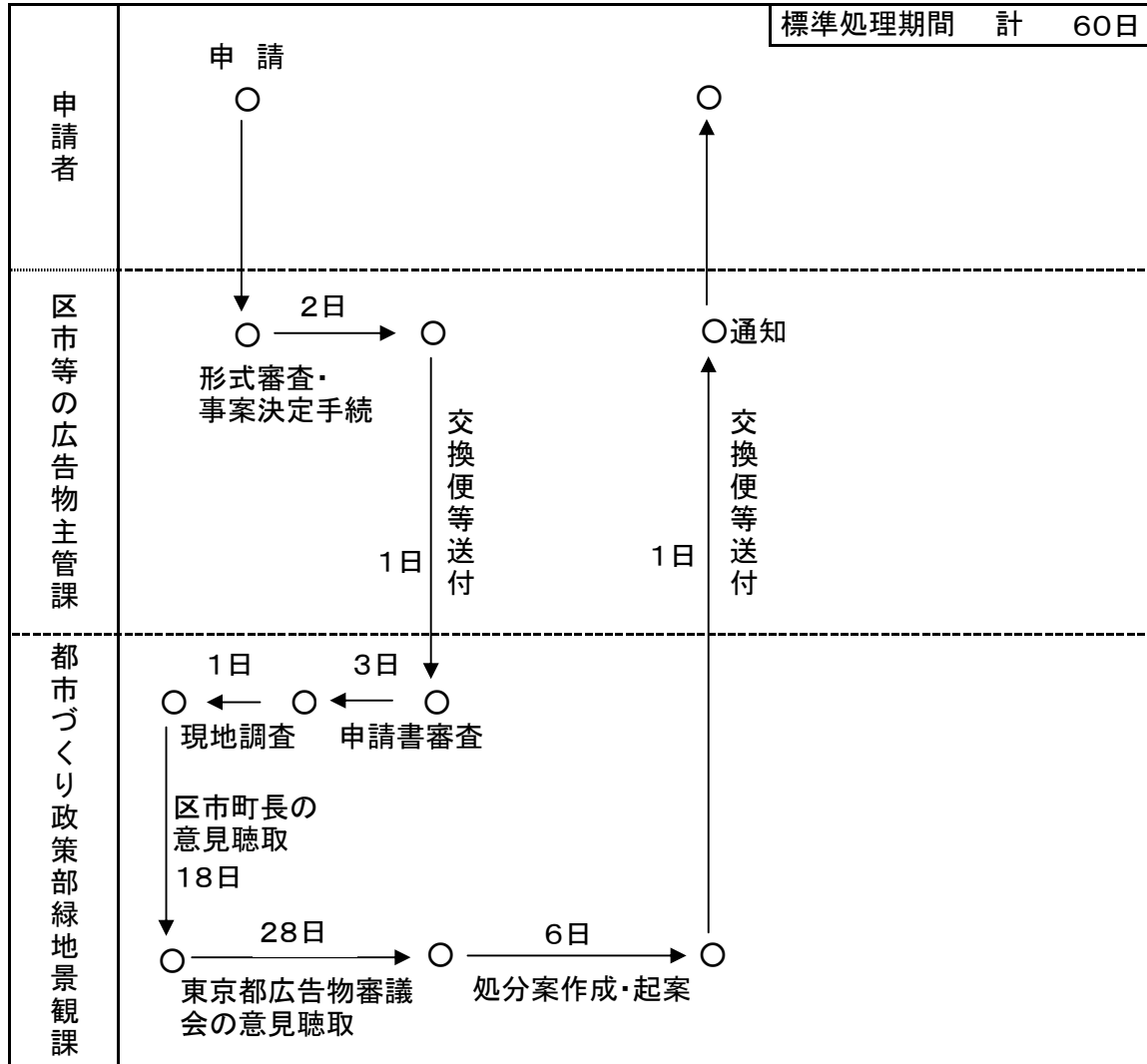


事務処理フロー図

事務名 広告協定地区の指定、変更及び廃止

作成部署 都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当 電話30-298

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査・事案決定手続	提出された申請書の記載漏れ、添付資料の有無を審査し、都への送付について決定する。
2	交換便送付	形式審査が終了した協定書を都の都市づくり政策部に送付する。
3	申請書の審査	協定書の記載内容について審査基準(屋外広告物条例、同施行規則)を満たしているか審査する。
4	現地調査	協定にかかわる地区について現地調査を行い、協定書に記載されている現況について確認する。
5	区市町長の意見聴取	協定地区の指定(変更・廃止)についてその区域を含む区市町の長の意見を聴取する。
6	東京都広告物審議会の意見聴取	協定地区の指定(変更・廃止)について東京都広告物審議会の意見を聴取する。
7	処分案作成・起案	協定地区の指定(変更・廃止)について都市づくり政策部長が決定する。
8	交換便等送付・通知	協定地区を指定(変更・廃止)した旨関係区市等に文書により通知する。